

由仁町民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金のご案内

由仁町では、民間賃貸住宅の供給を促進し、移住・定住人口の増加、地域経済の活性化を促進するため、一般向け賃貸住宅を建設する方を対象に建設費用の一部を補助する事業を実施します。

補助金額

1戸あたり限度額300万円（1棟あたり1,200万円を上限）

補助対象者

次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- ・町内に民間賃貸住宅（1棟4戸以上）を新築する法人又は個人
- ・事業が完了した日から10年間（町有地を賃貸する場合は20年）賃貸共同住宅として使用すること
- ・国税、地方税及び地方公共団体へ納付すべき使用料などに滞納がないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員若しくはそれらの方と密接な関係を有していないこと
- ・破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属若しくはそれらの方と密接な関係を有していないこと
- ・補助金を受け取った個人及び法人の役員の3親等以内の親族又は法人の従業員を入居させないこと
- ・本事業と重複して国、道、その他団体などから助成金等の交付を受けていないこと
- ・令和6年度内に竣工し、補助金交付手続きを完了できること

建築条件

- ・1棟4戸以上で、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する共同住宅又は長屋
- ・各戸が居間（台所と共有している場合を含む。）のほか、各戸が賃借人となる者以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものであること
- ・各戸に玄関・水洗便所・浴室・台所・暖房設備・給湯設備・専用物置・駐車スペース（1台分）が設置されていること
- ・敷地内での雪処理又は除排雪の計画が適切であるもの

くわしくは、由仁町民間賃貸共同住宅建設促進事業補助金交付要綱をご覧ください。

また、裏面の遊休町有地の活用も可能ですのでご参照ください。

